

福井県立歴史博物館、幾久公園の基本的方向性とりまとめ支援業務委託仕様書

1 委託業務名

福井県立歴史博物館、幾久公園の基本的方向性とりまとめ支援業務

2 業務目的

福井県立歴史博物館（以下、「歴史博物館」という）は、博物館として昭和59年の開館以来40年以上が経過し、施設・設備の老朽化対策を施しての長寿命化、地下収蔵庫の過密化に対応する収蔵機能の拡充および資料の保管・展示環境の改善・整備が必要となっている。また、展示リニューアル（平成15年）から20年以上経過していることや最近の博物館法改正などの趣旨を踏まえ、展示手法の改善、利便性の向上、運営の一層の効率化、公開承認施設としての整備が求められている。さらに、隣接する幾久公園については、昭和56年度から昭和58年度にかけて整備しており、開園から40年以上経過するにあたり、樹木の大木化、公衆トイレ等の老朽化などの改善が必要となっている。

このため、歴史博物館と幾久公園の課題を整理し、一体的な空間演出を図ることで、より一層県民が親しめる空間として、今後の基本的方向性（コンセプト・求められる機能・整備イメージなど）をとりまとめることを目的とする。

3 業務内容

以下の（1）および（2）を実施し、「福井県立歴史博物館、幾久公園の基本的方向性」（以下、「基本的方向性」という。）をとりまとめるとともに、全体の監修にあたること。

（1）歴史博物館、幾久公園の基本的方向性検討会開催

- ①受注者は、発注者と協議調整の上、県および有識者等で構成する、歴史博物館、幾久公園の基本的方向性検討会（以下「検討会」という。）を4回程度開催すること。検討会の委員は、有識者や利用者等おおむね9名程度で構成され、発注者が決定する。
- ②博物館のコンセプト・求められる機能に関する検討に関しては、検討会委員の内、関係する6名程度の委員により、博物館部会（以下「部会」という。）を設置し、2回程度開催すること。
- ③検討会、部会の開催にあたり、受注者は、発注者と協議の上、歴史博物館、幾久公園の議論すべきテーマ設定や会議資料作成などの検討会の開催準備を行うこと。
- ④受注者は検討会、部会での課題を整理し、次回開催に向けて対応案を提示すること。

（2）歴史博物館、幾久公園の基本的方向性の作成

- ①上記（1）の結果を踏まえて、以下の項目案を参考にして、歴史博物館、幾久

公園の基本的方向性について、とりまとめを行うこと。

- ②歴史博物館、幾久公園のコンセプト（目指す姿）の策定にあたっては、幅広く県民からの意見を聴取し、その結果は図表を用いて分かりやすく分析、整理すること。
- ③歴史博物館の現状把握にあたっては、文化財保護法第53条の規定に基づく公開承認施設として必要となる設備について、専門的な見地から報告すること。
- ④上記コンセプトを基に、整備イメージについて複数案を検討し、メリット・デメリット、概算工事費等を踏まえて、最適な案を整理する。
- ⑤現施設の敷地内における建築計画上利用可能な（増築可能な）範囲、現施設の敷地内の地盤等の基本情報（過去の地質調査成果に関する情報）については、発注者から別途提供する。

【参考】歴史博物館、幾久公園の基本的方向性の項目案

- I 現状の把握と課題整理
 - ア 敷地・施設の現状把握
 - イ 既存施設における法的要件および手続きの整理
 - ウ 県民の意見、他県の事例等
 - エ 課題の整理
- II コンセプト（目指す姿）
 - ア 目指すべき方向性
 - イ 求められる機能と役割
 - ウ 歴史博物館と幾久公園の連携
 - エ 県内の他の施設との連携・仕分け
- III 整備イメージ
 - ア 整備の方針（ゾーニング）
 - イ 需要圏域、利用者層、利用者数の検討
 - ウ 必要となる施設整備、概算工事費
 - エ 整備計画イメージ図

【参考】対象施設の概要

＜歴史博物館＞

所在地 福井県福井市大宮2-19-15

名称 福井県立歴史博物館

構造・規模

本館建物

鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階

建築面積 4,373㎡

延床面積 9,044㎡

駐車場面積 3,260㎡

敷地面積 約15,000㎡

<幾久公園>

所在地 福井県福井市大宮 2-19-15

名称 幾久公園

構造・規模

敷地面積 約 23,000㎡

4 履行場所

福井県福井市内

5 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6 成果品の提出等

成果品に関しては、基本的方向性で取りまとめた項目および検討会等の開催資料や結果のまとめ資料等について、電子データで提出すること。なお、電子データの形式は、Office2019 以降の Word または Excel 等、発注者において編集可能な形式とすること。

7 業務実施上の留意点

- (1) 受注者は、業務着手に先立ち、発注者と協議調整の上、業務工程表を提出すること。また、事業を円滑に進めるため、全体マネジメントを行う責任者を配置するとともに、受注者に対し、業務体制表を提出すること
- (2) 当該調査業務の遂行に必要な法的確認・協議・許可申請に関しては、受注者側で必要書類を作成の上、処理すること。また、その経過については書面で発注者に提出すること。なお、これに係る経費は委託費に含まれるものとし、発注者が負担するものではないこととする。
- (3) 上記 6 の成果品を作成する過程で発生する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、すべて福井県に帰属する。
- (4) 受注者には、参考として、過去、本県において行った調査の結果や図面等各種データを提供する。
- (5) 受注者は、本業務を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- (6) この仕様書の定めがない事項ならびにこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者は速やかに県と協議を行うものとする。

別添 1 全体フローチャート

